

第 8 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成25年8月2日(金)
 開会 午後1時30分
 閉会 午後3時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 5番 齋藤 厚男

19番 前田 儀三郎

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農地係長	原 利 彦
農地係員	松 尾 慎 也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 4 2 号	農地法第 5 条の申請について	(4 件)
議案 第 4 3 号	農地法第 4 条及び第 5 条の申請について	(1 件)
議案 第 4 4 号	農地法第 4 条の申請について	(2 件)
議案 第 4 5 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1 件)
議案 第 4 6 号	農地法第 5 条許可の取消し願いについて	(1 件)
議案 第 4 7 号	農地法第 3 条の申請について	(8 件)
議案 第 4 8 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 3 件) (公社からの買受 1 件)	
議案 第 4 9 号	農地法施行規則第 1 7 条の適用について	

8. 報告事項

報告 第 1 7 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	(1 件)
報告 第 1 8 号	農地の形質変更工事計画変更届出について	(1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第42号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>第42号 農地法第5条の申請4件について御説明します。議案の1ページ、22番になります。</p> <p>図面は、案内図、字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、平面図が3ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、23番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が4ページ、土地利用計画図が5ページ、断面図が6ページになります。</p> <p>申請地は、立花町東円蔵寺地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲地とするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、24番になります。</p>

図面は、案内図と字図が 7 ページ、土地利用計画図と平面図が 8 ページになります。

申請地は、大川内町市山地区です。

譲受人が、物置をつくるための申請です。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく 10ha 以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の 1 ページ、25 番になります。

図面は、案内図と字図が 9 ページ、土地利用計画図が 10 ページ、平面図が 11 ページになります。

申請地は、松浦町上分地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく 10ha 以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺

	<p>の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第42号農地法第5条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条22番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所につきまして御説明をいたします。ちょうど市役所の先の市営の立花住宅の下になるところでございます。現況が畑ということで草が生えておりました。東は雑種地になっております。それと周りに道路が通っておりまして下の方には家が建っております。そういうことで別に問題ないということで、また地元の区長さん、生産組合長さんの承諾印がありましたので私の方も問題ないということで押印したところではございます。どうかの皆様方の御審議のほどよろしくおねがいたします。</p>
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、23番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、東円蔵寺の公民館の横になります。上は墓がありました。周辺は道と宅地、あとは別に問題ないと思いますが。ここは区長さんだけいて生産組合長さんはいないということで生産組合長さんの印鑑はありませんでした。側溝と水路はきておりましたので別に異常はないと思います。審議のほどよろしくおねがいたします。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>説明図面は7ページです。ここは大川内小学校付近の市山っていう昔、焼き物工場があった周辺の部落になります。御覧のとおり、周囲は山ですが、この購入を予定されているところは畑でして、初めは、譲渡人がここに植林をしたいというようなことで相談が</p>

	<p>ありました。しかし、申請地に植林をした場合、申請地の隣に住んでいる譲受人の日照に対する被害とかいろいろ問題があるので、譲受人が申請地を購入して、倉庫を建設したいということで申請をされております。周辺が山で水路問題とかも問題がないということで、現地を見ましたところ問題ありませんでした。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、松浦町中野原上分という部落にあります。上分の部落でも一番端の部落になりまして、ずっとここを上って行けば大川内に出るといふところの山間地にあります。この畑の譲渡人は大坪町に住んでおられます。その関係で、畑を何年も荒らしていたために土地を近隣の住宅から苦情が出て、なんとかしてくれということでありまして、畑を宅地にしたいということでの申請となっております。周りはずっと宅地が3軒、4軒ありまして、おそらくここに家を建てても問題はなかろうということで私も理解をいたしまして、部落の同意もありましたので私も押印したところでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第42号農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第43号農地法第4条および第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号農地法第4条および第5条の申請1件について御説明します。 議案の2ページ、2番になります。</p>

	<p>図面は、案内図と字図が 1 2 ページ、土地利用計画図が 1 3 ページ、断面図が 1 4 ページ、平面図が 1 5 ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町市村地区です。</p> <p>申請人が隣接の宅地に住宅を新築することによる、進入路及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく 1 0 ha 以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 4 3 号農地法第 4 条および第 5 条の申請については以上 1 件です。</p>
議長	<p>それでは、2 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>説明図面は 1 2 ページと 1 3 ページにあります。貸付人と借受人は親子関係で故郷に家を建てたいということで、1 3 ページにありますところに家を建てるということに建築設計が出されました。しかし駐車場がないため、申請箇所のとおりここは畑で野菜を作っておられるところを埋め立てして、駐車場と進入路をつくりたいということです。農業関係でいいますと、水路についても問題はなく、嵩上げをされても道路との高さの問題とかについても一般の方に迷惑になるようなところではございませんでした。生産組合長、区長の印鑑もございましたし、私も現地を確認しましたところ問題は無いと確認しましたので報告します。</p>
議長	<p>2 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

	<p>無いようですので、議案第43号農地法第4条および第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第44号農地法第4条の申請につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が16ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町大川原地区です。</p> <p>植林の申請ですが、現在すでに植林されているため始末書をつけての申請となります。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、植林のため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、11番になります。</p> <p>この案件につきましては、農地転用後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条許可の取消し願いが出ておりますので、議案の4ページの農地転用後の事業計画変更承認申請6番及び5ページの農地法第5条許可の取消し願い3番についても併せて説明します。</p> <p>図面は、案内図と字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、平面図と断面図が19ページになります。</p> <p>また、申請地周辺における計画の推移についての説明資料を20</p>

	<p>ページにつけております。</p> <p>申請地周辺における計画の推移については、後もって事務局のほうから説明をします。</p> <p>申請地は、松浦町上原地区です。</p> <p>譲受人が、進入路及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>申請地の一部をすでに生活用通路として舗装しているため始末書を添付しております。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第44号農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>10番の件は、もともと田んぼでしたけれどもイノシシの遊び場のようにしてございまして、非常に稲が作りづらいからということで杉を植えておりました。しかし今回の計画では杉も一本当たりの土地を広く取った植林をしていると思いますけれども、いくら植えてもこのイノシシが何回も出てどうしようもなかったということで、今一筆で1,393㎡の面積ですけれども、4,5年前の地籍調査で一つになっております。だいたい3筆ほどあったと思います。それで非常に贅沢な植え方をしていると思いますけ</p>

	<p>れども、申請地の北東側については植林をするたびに何回でもイノシシが荒らして、苗木をそこに転がしているといった次第で、やむを得ないと思われま。本来、もっと早く申請をしなければいけなかったのですけれども、申請人が別のことでいろいろと忙しく、申請が遅れたということで杉もかなり大きくなっております。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして11番についてですが、担当委員からの説明の前に、事務局から申請地周辺における計画の推移について説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは図面の20ページのほうを御覧ください。色が付いている図面になります。申請人の方の御自宅の周辺の土地になっておりまして御自宅が3102番地2です。この周辺については農業委員会に平成21年、また平成24年の1月、今回と合わせて3回上程しております。まず左上の図面を御覧ください。赤で塗っている部分が、平成21年当時の計画になります。当時は駐車場と車庫と宅地への進入路、駐車場への進入路として3102番地9、3103番地の一部、3117番地1この3筆について転用の許可を受けております。3103番地の一部と書いてありますが、3103番地は細長い土地になっていまして、その中で必要最小限の部分のみを申請しております。その下の平成24年1月ですが、こちらはみなさんも覚えがあると思ひます。申請者の三男と四男の自宅と農業用倉庫を建設するということで申請をしています。それが青色で塗っているところになります。青色部分の隣接に3102番地11という不自然に細い土地がありますが、これは申請者のほうで分筆のほうでミスがありまして3102番地9の分筆をする際、許可を受けた部分よりもちょっと広く分筆をしてしまったということで、許可された土地に登記を合わ</p>

せるために細長くもう一度分筆をしてもらっております。
そして右上が、今回申請分の計画です。平成24年1月に許可を得た計画を変更するということで、議案第45号の許可後の事業計画変更承認申請が出ております。変更内容としましては、議案40号農地法第5条許可の取り消し願いにて3102番地3の計画の取消しをして、議案第44号農地法第4条の申請にて、3103番地の残りの土地を駐車場として新規に申請するというものです。

議案40号農地法第5条許可の取消し願いについてですが、こちら経緯につきましては、3102番地3に住宅の建設と農業用倉庫を建設するという計画で、平成24年の1月に許可もらいましたが、実際に家を建てる時に、水道の引き込みにかかる工事費用、新たに進入路を作るための造成費用が当初予定していた金額よりも300万程度多く必要だということがわかりまして、止むを得ず計画を断念するという事です。農業用倉庫につきましては既存の倉庫の建て替えとして計画していました。しかし、新たに作るはずであった進入路が作れなくなったため、これも断念せざるを得ず、農業用倉庫としては既設の物を引き続き使わざるを得ないという状況になっております。

既存の農業用倉庫は3102番地10の北西の端のところ、3102番地5と3102番地3の境界付近にあります。既存の農業用倉庫にはトラクターを置いておりますが、出し入れするときは3103番地を経由して3115番地1の東側から道路に出て行っております。しかし、3103番地の中央部分を駐車場にして2台分駐車しているため、その2台をどかさなければトラクターを出し入れできないような状態になっておりまして、これがどうしても不便だということで、駐車場を3103番地の中央部分から西側の端に移動したいということで申請をしております。

そのためには、3103番地の赤色の部分と黄色の部分の合わせ

	<p>た全体を駐車場及び進入路とする必要がありますが、赤色の部分は平成21年に許可を得ているため、黄色で塗ったところのみ今回4条申請が出ております。</p> <p>今回の計画変更で、3102番地3の計画を断念し、あわせてトラクターの進入路を確保するために3103番地の黄色の部分に2台分の駐車場を新たに確保する計画の申請となっております。今までの計画の流れについての説明は以上になります。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、みなさん御承知と思いますけれども桃川の浄誓寺付近です。そのあたりには国道498号が通っておりまして側道があるわけです。その側道の下手のほうに今説明がありました側道が通っております。なだらかな山ではございますが、山の裾野のような所でございまして、田んぼ、畑あるいは原野というような周辺でございます。その自宅から入って息子さんの新築された家があって、その先に倉庫があってトラクターを出し入れして駐車している自家用車を動かしたうえで、農機具を出さなければいけないというような状況のようでした。そこで乗用車を動かさないで入れるようにしたい、ということで申請をされているようでございます。よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>11番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
19番委員	<p>事務局にお尋ねします。結局道側に実家があってその奥に三男、四男とか家を造られるわけで、結局家はいくつあるのですか。農機具倉庫までいれて。</p>
事務局	<p>まず申請者さんの3102番2に一軒ありまして、あと3102番10番に三男さんの家が一軒あります。これはもう出来上がっております。そして四男さんは、お父さん、お母さんと同じ3102番地2に同居するような形になっております。家については2軒。農業用倉庫については3102番地10、三男さんの自宅のすぐ隣の一つあります。そして駐車場が三世帯になりますので</p>

	夫婦1台、1人1台分で6台。農業用の軽トラックが1台の7台の駐車場は赤が塗ってあるところになっております。3102番地9、3117番地1ここに駐車場があるという状態になっております。
19番委員	それとちょっとわからないのですが。進入路についてですが、人の土地を三男さんの家3102番地10の進入路はどこにあるのですか。
事務局	一番南側の3115番地1と3103番ここを歩いて自宅のほうになります。この辺一帯がすべて3102番地5番以外は申請者さんの土地になっておりまして、なので三男さんにしてみれば自分のお父さんの土地を三男さんを通して自宅まで行かれるというかたちになっております。
19番委員	家を建てる時に他人の土地を進入路とするような家を建てられるのかと聞きたいのです。消防法の取り決めで道幅を確保して道を作りなさいとか、いろいろあると思うけども、これは前の計画変更の時にも農業委員会にかかったけども、今度もまたあがっているの聞いております。もう少しすっきり三男、四男がここに家を造りますよ、進入路はここですよとか、そういう図面が欲しかったです。
担当委員	進入路自体は本宅のほうから進入はできる予定で、今新築された息子さんの家の目の前までは、十分通れます。
19番委員	今の段階では申請者の息子だけけれども時代が変わった時には、よその敷地を三男さんを通して行くような状態になるのでしょうか。
事務局	このお子さんの家が3102番地10の土地に今新しく建っているというところは、御説明したとおりでございます。それを建てる時の分が平成24年1月時点の許可と、この左下のところの図面のほうになるのですけれども、この時に、この建物に対する進入路としましては3115番地1、それから3103番地の一部の赤くなっているところ、家の前面のところの3102番地9

	<p>というところ、ここは共有スペースになります。それに、横の里道というところも合わせたところが、3102番地10、今既に家が建っているところの分の進入路の敷地になります。それでもう一件、この前回の平成24年度段階では3102番地3という土地があるのですが、青色になっているところ、そちらのほうにも家を一軒建てる予定だったのですが、農地法のほうでは許可をしているのですが、許可後に県の建築主事のほうからここには乗り入れの工事のこととか諸々のことがあって、ここには家の建築はしないほうが良いということでの最終的な話になりまして、現在はここに家を建てるのは断念されているとのことです。このような経緯で、家を建てることができなくなりましたので、当然農地に戻すべきということで転用の許可の取消し願いとというのが今回出ているという、経緯になっております。また合わせて、今回の分はその3103番地の一部に乗り入れ口として通っていたところの残りの土地を、現在は自分の宅地の敷地の前のほうで農機具を通らせる際に通路上に車を置いているという状況でありますので、これが申請者としては非常によろしくないとのことで、家の奥側、図面で言えば左側の先に車をとめる駐車場を確保したいという計画で、改めてこの図面の右上の図面の今回申請分、図面では黄色になっているところを今回改めての転用申請ということで出されたということです。流れとしてはそういったところがございます。</p>
議長	<p>ほかにごさいませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、</p> <p>議案第44号農地法第4条の申請について 2件</p> <p>議案第45号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件</p> <p>議案第46号農地法第5条許可の取消し願いについて 1件</p>

	<p>について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第47号農地法第3条の申請につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号農地法第3条の申請8件について説明します。</p> <p>議案は6ページから9ページになります。</p> <p>議案の50番から57番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請については以上8件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の6ページから9ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第47号農地法第3条の申請8件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第48号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件について、御説明します。議案の10ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が2名、貸付人が3名で、面積は、田7,932㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載して</p>

	<p>いるとおりです。申出書を11～12ページに掲げております。農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第48号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第48号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、公社からの買受の6番についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>公社からの買受について御説明いたします。議案は13ページの6番になります。</p> <p>こちらは7月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>明細書を議案の14ページ、案内図と字図を15ページに掲げております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額は議案の13ページに記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。</p> <p>公社からの買受については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第48号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第48号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受1件については承認</p>

	<p>を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思いません。続きまして、第49号農地法施行規則第17条の適用についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>第49号農地法施行規則第17条の適用について御説明します。議案は16ページになります。</p> <p>こちらはいわゆる下限面積、農地売買を行うための下限面積の特段の面積を定めるか否かという案件でございます。こちらのほうは農地法の改正によりまして、現在、法のほうでは原則5反以上、50a以上の農地を持っている人が農地の取得ができるということになっておりますが、毎年農業委員会のほうでその下限面積について定めることができるということとなっておりますので、そちらのほうを平成25年度分ということで御検討いただくものでございます。その分で今回の事務局からの提案でございますが、下限面積の別段の面積の設定につきましては議案の16ページの左側に掲げておりますとおり、方針といたしまして現行の下限面積50aの変更は行わないでよろしいのではないかと御提案をさせていただきたいと思えます。その理由といたしましては、農地法の施行規則にございます判断基準に照らし合わせてみると同条第一項の部分で、別段の面積を設定するときは設定した別段の面積を満たさない農家数が全農家数の4割以上でなければならないとなっておりますが、農地基本台帳で管内の農家の50a未満の農地を耕作している農家のほうが全農家数の約4割ということであり、4割の数を下回らない数値でなければならないということがございますので、それに合致をしているというところがございます。また第二項のほうでございますが、耕作放棄地の割合がどのくらいあるのかというところの検討でございます。やはり耕作放棄地が多いところについては基準を緩和してでも農地の集積化に努めなければならないのではないかとというふうな考え方によるものではございますが、その分の検討</p>

	<p>をしたところ平成24年度の利用状況調査の結果管内の耕作放棄地率は全体として0.6%と低い現状であるということで、この分についても必ずしも今現在全体として下げる、緩和するまでにはないのではないかと事務局のほうでは考えました。この以上</p> <p>(1)、(2)の二つの検討結果から現行の50aの下限面積につきまして、「変更は行わない」という方針で、今回提案をさせていただいているところでございます。御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>第49号農地法施行規則第17条の適用について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、第49号農地法施行規則第17条の適用について、議案のとおり承認をいただきました。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理1件について説明します。</p> <p>議案の17ページを御覧ください。</p> <p>18番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は売買をされる予定で今回、3条の申請が出ております。</p> <p>報告第17号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第18号農地の形質変更工</p>

	<p>事計画変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号農地の形質変更工事計画変更届出1件について説明します。</p> <p>議案の18ページの4番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が21ページ、平面図と断面図が22ページになります。</p> <p>申請地は南波多町古川地区です。</p> <p>申請地は、平成24年9月に嵩上げを行うための形質変更届出が出ておりましたが、盛土の搬入が遅れており工事期間を平成26年8月まで延長するための届出です。</p> <p>報告第18号については以上1件です。</p>
議長	<p>農地の形質変更工事計画変更届出1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第8回農業委員会を閉会します。</p> <p><< 議事終了 >></p>